

厳に防止しなければならないことは当然であります。この点は十分配慮しつつ、大企業等の大口悪質脱税の取り締まりを徹底させることは緊急の課題であります。

これが本修正案を提案する理由であります。次に、修正案の概要について御説明申し上げます。

まず、偽りまたは不正による脱税でその税額が

一年につき二千万円を超えるものについては、更正、決定の除斥期間の二年延長及び国の中取扱權の消滅時効期間を十年に延長し、二千万円以下のものについては現行の五年のままとすることとしたしております。

次に、使途不明金に対する課税の強化であります。法人の各事業年度の支出金のうち、寄付金、手数料、仲介料、交際費等を一千万円を超えて支出した場合は、法定納期限までにその金額、相手方の氏名または名称及び住所その他の事項の届け出を義務づけることとし、その届け出のない一千円を超える仲介料等の使途秘匿金に対しては、四二%の法人税のほか、一千万円を超える部分の金額の七五%相当額を加算することとしております。これは使途不明金の受領者が結局不正に課税を免れることを考慮したものであります。

以上が、脱税に係る罰則の整備等を図るために國税関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案の主な内容であります。

何とぞ御審議の上、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですが、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですが、これより脱税に係る罰則の整備等を図るために國税関係法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、近藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

少数と認めます。よつて、近藤君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井君。

○藤井裕久君 私は、ただいま可決されました脱税に係る罰則の整備等を図るための國税関係法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

脱税に係る罰則の整備等を図るための國税関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、脱税の調査に当たつては、法令の理解度、脱税の意思の程度等の相違に配慮し、納税者の立場をも十分尊重して対処すること。

一、今回の改正により延長された更正・決定等の制限期間にかかる調査に当たつては、原則として高額、悪質な脱税者に限り、いたずらに調査対象、範囲を拡大するなど、中小企業者等に無用の混乱を生ずることのないよう特

こと。
右決議する。

委員各位の御賛成をお願いいたします。
以上であります。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議いたしました事項につきましては、政府といしましても御趣旨に沿つて誠意を持って対処したいと存じます。

○委員長(中村太郎君) なお、審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中村太郎君) 次に、銀行法案、中小企

業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信

用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法

の一部を改正する法律案、銀行法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

まず、政府の説明を聴取いたしま

す。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりましたが困難となる納税者を救済するため、納税緩和制度の弾力的運用に努めること。

一、保存期間が延長される青色申告者の帳簿書類の範囲については、中小企業者等に過重な負担とならないよう、最少限度のものとする

法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、銀行法案につきまして、提案の理由及び

その内容を御説明申し上げます。

わが國経済の安定成長への移行に伴う金融構造の変化等、銀行をめぐる経済社会情勢の変化は、著しいものがあります。このような変化に対応して銀行の健全経営の一層の確保を図るとともに、

国民経済的、社会的に要請される銀行の機能の適切な發揮に資するよう銀行制度の整備改善を図ることが必要となつております。

昭和五十年以降四年間にわたる審議を行い、昭和五十四年六月に「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」の答申を行い、銀行法を全面的に改正するよう提言されました。この答申を受け、その後、政府部内において検討を進めてまいりました結果、今般、昭和一年に制定された現行銀行法の全部を改正することとし、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申上げます。

まず、第一に、目的規定を設けることとしておられます。

すなわち、この法律は、銀行の業務の公共性に

かんがみ、その健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とす

ることとしております。また、この法律の運用に当たりましては、銀行の業務の運営についての自

主的な努力を尊重するよう配慮しなければならぬことを明らかにしております。

第二に、銀行が営むことができる証券業務につきまして、所要の規定を設けることとしております。

銀行が営む証券業務につきましては、現行銀行

法に明文の規定がないこともあって従来種々の議

論があつたところであります。金融制度、公社

債市場、国債管理政策等の種々の面からの総合的

な検討を踏まえ、銀行が、国債、地方債及び政府

保証債、すなわちいわゆる公共債につきまして各種の証券業務を営むことができる旨を規定することとなりました。

第三に、大口信用供与規制に関する規定を設けることとしております。

銀行に対する大口信用供与規制は、昭和四十九年以降行われてきたところであります。この規制が銀行の資産運用の安全性の確保と銀行信用の広く適正な配分のために重要な役割りを果たしていることにかんがみ、今回この規制に関し、所要の規定を設けることとしております。

第四に、銀行の休日に関する規定を強化することとしております。

これは、今後の経済社会情勢の推移に弾力的に対応できるよう、銀行の休日を、日曜日その他政令で定める日とするものであります。

第五に、銀行の営業年度につきまして、一年決算制を採用することとしております。

これは、昭和四十九年の商法改正以後、一般企業では、一年決算制を採用するものが大勢を占めるようになっておりますので、銀行につきましても、現行の半年決算制を一年決算制に改めることとするものであります。

第六に、業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧に関する規定を設けることとしております。すなわち、銀行が業務及び財産に関する説明書類を主要な営業所に備え置き公衆の総覧に供するものとすることにより、自主的かつ創造的な努力を通じ、銀行が社会的要請に適切に対応するよう促すものであります。

第七に、外国銀行に関する規定を整備することとしております。

近年、金融面におきまして急速に国際交流が進み、これを背景に外国銀行のわが國への進出が増加している状況にかんがみ、外国銀行支店等に対する銀行法の適用の仕組みを明らかにし、もつて関係者の理解に便ならしめるとともに、外国銀行について適正な規制を行おうとするものであります。

す。

このほか、本法案におきましては、監督、合併または営業の譲渡、廃業及び解散等につきましても、それぞれ規定の整備を図ることとするとともに、この全部改正の機会に、現行のかたかな書きの法文をひらがな書きに改めることとしております。

次に、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

中小企業金融の専門機関であります相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の諸制度につきましては、昭和四十三年及び四十八年にその見直しが行なわれたところでありますが、その後における経済社会情勢の推移を考慮し、金融制度調査会は、昨年十一月に「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」の答申を行ったところであります。

この答申では、中小企業金融専門機関につきまして、適時適切に業務機能に関する制度の見直しを行うことが必要であるとともに、労働金庫制度につきましても、信用協同組合等との権衡に留意しつゝ、制度の見直しを行うことが適当であるとして、具体的な見直し事項を提言しております。

政府は、この答申に基づき、中小企業金融制度等の整備改善を図るために、相互銀行、信用金庫、信託協同組合及び労働金庫に関するそれぞれの法律の一部を改正することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず第一に、相互銀行法につきましては、相互

銀行が担保付社債に関する信託業を行うことができることとしております。

第二に、信用金庫法につきましては、信用金庫の会員資格のうち、現在法律で定められておりま

す。推移に弾力的に対応することができるよう、政令で定めることとしております。また、信用金庫及び同連合会が外国為替取引を行うことができるこ

ととともに、業務の代理を行っている公庫、公團等の資金の取り扱いを行うことができるることとしております。

第三に、中小企業等協同組合法につきましては、信用協同組合が内国為替取引及び有価証券の明申し上げます。

また、信用協同組合連合会が内国為替取引を会員以外の者のためにも行うことができることとす

ることとしております。

また、信用協同組合連合会が内国為替取引を行なうとともに、会員以外の者からの預金等の受け入れを行うことができることとする等の改正を行なうこととしております。

なお、協同組合による金融事業に関する法律につきましても、中小企業等協同組合法の改正に伴う所要の規定の整備のほか、信用協同組合等の行う余裕金の運用方法に関する改正を行うこととしております。

第四に、労働金庫法につきましては、労働金庫の会員たる資格を有するものとして、地方公務員共済組合等を明記するほか、労働金庫が内国為替取引を行うことができることとともに、政令で定めるところにより会員以外の者に対する融資を行うことができるなどとする等の改正を行なうこととしております。

また、労働金庫連合会が内国為替取引を行なうことができるとともに、会員以外のもの融資を行なうことができるなどとする等の改正を行なうこととしております。

第五に、外債性預金証券及びコマーシャル・ペーパーの国内における円滑な流通を確保するため、これらの取り扱いを証券会社も行うことができるようにする必要があることからかんがみ、証券会社の兼業制限に関する規定を改正することとしております。

このほか、本法案におきましては、経済社会情勢の変化に対応して罰金の額の適正化を図る等の改正を行なうこととしております。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等にかかる法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

すように大きく変化してきております。このよう

な状況を踏まえまして、証券市場の健全な発展を図り、あわせて投資者保護に資するため、証券取引法において、銀行等の公共債に関する証券業務についての規定の整備等を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、今回提出されました銀行法案において、從来種々議論がありました銀行の公共債に関する証券業務について明文の規定が設けられることがあります。

また、当該認可を受けた銀行等につきましては、投資者保護のための不公正取引の禁止の規定等所要の規定を準用することとするほか、報告、検査等につき証券会社と同様の規定を置くこととします。

第二に、銀行等の公共債に関する証券業務の認可につきまして、証券会社に関する免許の種類の規定等所要の規定を準用することとしておりま

す。また、当該認可を受けた銀行等につきましては、投資者保護のための不公正取引の禁止の規定等所要の規定を準用することとするほか、報告、検査等につき証券会社と同様の規定を置くこととします。また、当該認可を受けた銀行等につきましては、銀行等が銀行法等による一般的な規制を受けていること、銀行等の証券業務の対象が公共債に限られていること等を考慮して定めております。

第三に、外債性預金証券及びコマーシャル・ペーパーの国内における円滑な流通を確保するため、これらの取り扱いを証券会社も行うことができるようになる必要があります。

また、労働金庫連合会が内国為替取引を行なうため、これらの取り扱いを証券会社も行うことができるようになる必要があります。

このほか、本法案におきましては、経済社会情勢の変化に対応して罰金の額の適正化を図る等の改正を行なうこととしております。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等にかかる法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

このたび、現行銀行法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、貯蓄銀行法等を廃止するほか、長期信用銀行法等につきまして、所要の規定の整備等を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、第一に、貯蓄銀行法及び銀行法等特例法につきまして、必要な規定が銀行法等に規定されることとなることに伴い、これらの法律を廃止することとしております。

第二に、長期信用銀行法等十九法律につきまして、その一部を銀行法の改正内容に準じて改正する等、所要の規定の整備を図ることとしております。

第三に、手形法等五法律につきまして、銀行法の改正に関連して、休日について定めている規定について所要の改正を行うこととしております。

第四に、長期信用銀行、外國為替銀行及び農林中央金庫の債券発行限度額を引き上げるため、長期信用銀行法等の一部を改正することとしております。

以上、銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) 以上で四案の趣旨説明の聽取は終わりました。

なお、四案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(中村太郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

銀行法案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する

法律案、証券取引法の一部を改正する法律案及び銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

〔参照〕

脱税に係る罰則の整備等を図るために國税関係

税関係法律の一部を改正する法律案に対

する修正案

第一条のうち國税通則法第七十三条第二項の次に一項を加える改正規定のうち同条第三項中「還付を受けた國税」を「還付を受けた第七十条第五項の規定の適用を受ける國税」に、「二年間」を「五年間」に、「二年」を「五年」に改める。

第十五条のうち関税法第十四条の改正規定のうち「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を削除する。

法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち國税通則法第七十条の改正規定のうち「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を削除する。

同条に次の「一項」を「次項」に改め、同条第五項中「國税」を「國税(所得税)」に改め、同条第五項中「國税(所得税)」を「國税(所得税)」に改め、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の「二項」を「次項」に改め、同条第三項中「当該貨物に係る関税」の下に「(曆年による一年間に当該免れ、又は納付しなかつた税額の合計額が二千万円を超える場合に限る。)」を加え、「七年」を「十年」に改め、同項を第十四条第四項とする。

第十八条の次に次の「一条」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八條」を「第六十八條の二」に改める。

第三章第八節中第六十八條の次に次の「一条」を加える。

(使途秘匿金を支出した場合の加算額)

第六十八條の二 法人が使途秘匿金を支出した場合には、當該使途秘匿金を支出した事業年度について、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む)及び第一百四十三条第一項から第三

つき免れ、又は還付を受けた税額が年分又は年二千万円を超える場合に限る。)に、「七年」を「十年」に改め、同項の次に次の「二項」を加える。

7 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に計算した金額とする。

8 事業年度が一年に満たない法人の法人税に對する前項の規定については、同項中「年二千万円」とあるのは、「二千万円を十二月除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

9 法人が各事業年度において手数料、仲介料、寄付金その他これらに類する政令で定めた金額をもつて、当該法人に對して課する法人税の額とする。

10 事業年度が一年に満たない法人に對する手数料等の額のうち年二千万円を超える部分の金額に百分の七十五の割合を乗じて計算した金額を加算するもの(以下この条において「手数料等」といいう。)を支出した場合において、当該事業年度における当該手数料等の額が年二千万円を超えるときは、当該法人は、当該事業年度の所得に對する法人税に係る法定申告期限までに、当該手数料等の支出の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該手数料等の額その他の大蔵省令で定める事項を記載した書面を納税地の所轄税務署長に對し提出しなければならない。

11 第一項に規定する使途秘匿金とは、前項の規定の適用を受ける手数料等のうち同項に規定する期限までに提出された同項の書面に記載された手数料等以外のものをいう。

12 第一項に規定する使途秘匿金とは、前項の規定の適用を受ける手数料等のうち同項に規定する期限までに提出された同項の書面に記載された手数料等以外のものをいう。

13 第一項に規定する使途秘匿金とは、前項の規定の適用を受ける手数料等のうち同項に規定する期限までに提出された同項の書面に記載された手数料等以外のものをいう。

14 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

15 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

16 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

17 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

18 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

19 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

20 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

21 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

22 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

23 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

24 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

25 法人が清算中に支出した前項に規定する使途秘匿金の額は、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

26 法人税法第六十七條の規定の適用について

常務に従事してはならない。

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、大蔵省令で定める場合を除き、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

(海外現地法人の株式等の取得)

第九条 銀行は、銀行業を営むため外国において設立される会社又は銀行業を営む外国の会社の株式又は持分の取得をしようとする場合において、当該取得によりこれらの会社の発行株式若しくは発行済株式の総数又は出資の総額に大蔵省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えてこれらの会社の株式又は持分を保有することとなるときは、大蔵省令で定める場合を除き、当該取得の率を乗じて得た数又は額を超過して大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、銀行が銀行業以外の事業を営む外国の会社の発行済株式の総数又は出資の総額に大蔵省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えて当該外國の会社の株式又は持分を保有している場合において、当該外國の会社が銀行業を営むこととなるときについて準用する。

(業務の範囲)

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 資金の貸付け又は手形の割引
三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け
二 有価証券の売買(投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその

計算においてするものに限る。)

三 有価証券の貸付け

四 國債、地方債若しくは政府保証債(以下この条及び次条において「國債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る國債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

七 銀行その他の金融業を行う者の業務の代理(大蔵省令で定めるものに限る。)

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十 兩替

11 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第二項の規定により営む業務を除く。)を営むことができる。

第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律により営む業務のほか、

他に對する信用の供与)

第十三条 銀行の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に

対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。)は、政令で定める区分ごとに、当該銀行

の資本及び準備金(準備金として政令で定めるもの)の合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与限度額」という。)を超えてしてはならない。ただ

し、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他のこれらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第一項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十四条 銀行の取締役が当該銀行から受けける信用の供与については、その条件が、当該銀行の信用の供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであつてはならない。

2 銀行の取締役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百六十五条(取締役と会社間の取引)の規定による取締役会の承認は、同法第二百六十条ノ二第一項(取締役会の決議方法)の規定にかかわらず、取締役の過半数が出席してその取締役の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 銀行の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して大蔵省令で定める。

(休日及び営業時間)

第十六条 銀行は、大蔵省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又は代理店において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して大蔵大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は代理店の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又は代理店においてその業務の全部又は一部を再開することをも、同様とする。

2 前項の規定にかかる大蔵省令で定める営業所又は代理店その他の大蔵省令で定める営業所又は代理店については、同項の規定による公告は、するることを要しない。

第三章 経理

(営業年度)

第十七条 銀行の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(利益準備金の積立て)

第十八条 銀行は、その資本の額に達するまでには、毎決算期に金銭による利益の配当額の五分の一以上を、商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当の金銭の分配を行ふことにその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金として積み立てなければならない。

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他の報告書に関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

(貸借対照表等の公表)

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後二月以内に公表しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該二月以内にこれらの書類の公表を受けることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び

財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な営業所に備え置き、公衆の総覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある事項などをこの記載から除外して費用の負担と

(營業報告書等の記載事項)

(計算書類の作成)の規定により作成する営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

(報告又は資料の提出)

適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を

2 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求める事ができる。

營を確保するため特に必要があると認めるとき
は、その必要の限度において、当該銀行の子会
社(兩法第二百二十四条、二第一項)子会社調査
上

社(商法第二百七十四条第一項、子会社有
権)に規定する子会社(同条第二項の規定により
子会社とみなされるものを含む。)のうち大蔵省

令で定める会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、当該銀行の業務又は財産

3 の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求める事ができる。
銀行の子会社は、正当な理由があるときは、
前項の規定による報告又は資料の提出を拒む事
とができる。
(立人検査)

第二十五条 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ

適切な運営を確保するため必要があると認める

免許を取り消すことができる。

第二十九条 大蔵大臣は、預金者等の保護その他

かを審査しなければならない。

くは財産の状況に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合に、て寺に必要があると

第二十九条 大蔵大臣は、預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内に持つて保有することを命ぜることに

第五章 合併又は営業等の裏腹に、^もは裏
がである。

第五章 合併又は営業等の譲渡若しくは
受け

(公債又は常業等の譲渡者しくは譲受けの譲り等)

第三十一条 銀行を全部又は一部の当事者とて存続する銀行等（当該合併後存続する会社が第四条第五項に規定する銀行等（以下「銀行等」といふ。）である。

規定する銀行等（以下「銀行等」といふ）とて預金
合併又は当該合併により設立される会社が銀行
等による合併を認める。以下二つ章ごとに「合

等である合併は附る。以下この章において「合併」というのは、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 は、
　　の努力を生じない
銀行を当事者とする営業の全部又は一部の譲
渡又は譲受けは、法令で定めるものと余き、大

渡又は請うて行は政令で定めるものを除き、大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行は、信用金庫、信用協同組合又は労働金庫、二三の法によって組織する連合などを

庫（これらの法人をもつて組織する連合会を）を
む。以下この章において「信用金庫等」という。う
いの事実の全部又は一部を裏付ける二三の事

から事業の全部又は一部を譲り受けたことがある。ただし、当該事業の全部又は一部の譲受は、法令で定めるものと余り、大抵巨額の

ければ政令で定めるものを除き力蔵大田の許可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の規定は、銀行が信用金庫等から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等と会計上として、仮的独立

当該信用金庫等を会員とみなして、利潤の割合を禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第十四号）第六条（営業の譲り受け等）

十二年法律第五十四号) 第十六条(営業の譲受け等の制限) 及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 大蔵大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうか

行」という。が日本に支店又は代理店を設けて

日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、大蔵省令で定めるところにより、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けなければならない。

前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店（以下「外国銀行支店」という。）の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。

ただし、第五条、第六条、第九条、第十四条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五项、第三十七条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第三号、第四十二条、第四十三条第一項第二号及び第四号の規定を除く。

3 外国銀行に対する第四条第一項の大蔵大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（外国銀行支店の資料の提出等）
第四十八条 大蔵大臣は、一の外国銀行に対し複数の第四条第一項の免許を与えている場合には、当該免許に係る外國銀行支店のうちの外國銀行支店を指定して、大蔵省令で定める事項について、当該免許に係る外國銀行支店の全部につき連結して記載した帳簿書類その他の資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外國銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外國銀行支店に対し、外國銀行支店に係る外國銀行（当該外國銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に關する報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（外國銀行支店の届出）

第四十九条 外國銀行支店は、当該外國銀行支店に係る外國銀行が次の各号のいずれかに該当す

るときは、大蔵省令で定めるところにより、そ

の旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外國銀行支店のみに係るもの）を除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産したとき。

七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

（外國銀行支店に係る免許の失効）

第五十条 前条第三号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出（同条第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外國銀行支店に係る外國銀行が消滅することとなる合併及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし

し、同条第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出をした外國銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許は、効力を失う。

（外國銀行支店の清算）

第五十一条 外國銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

（外國銀行支店の清算）

第五十二条 前条第三号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出（同条第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外國銀行支店に係る外國銀行が消滅することとなる合併及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし

め、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に関する情報の収集又は提供

二 その他銀行の業務に関連を有する業務

三 外國銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第十二条第二十七又是第二十八条の規定により第十二条第一項の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して

四 第五十条の規定により外國銀行支店に係る外國銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つたとき。

（公告）

前項の規定により外國銀行支店が清算をする場合には、裁判所は、利害關係人若しくは大蔵大臣の請求により又は職權をもつて、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。

（外國銀行支店の清算）

第四十九条 外國銀行支店は、当該外國銀行支店に係る外國銀行が次の各号のいずれかに該当す

るときは、大蔵省令で定めるところにより、そ

の旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外國銀行支店のみに係るもの）を除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産したとき。

七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

（外國銀行支店に係る免許の失効）

第五十条 前条第三号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出（同条第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外國銀行支店に係る外國銀行が消滅することとなる合併及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし

め、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に関する情報の収集又は提供

二 その他銀行の業務に関連を有する業務

三 外國銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第十二条第二十七又是第二十八条の規定により第十二条第一項の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して

四 第五十条の規定により外國銀行支店に係る外國銀行支店に係る第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つたとき。

る同条第一項の規定による認可にあつては、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を営むこととなつたとき）。

四 外國において駐在員事務所を設置しようとする。

五 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

（認可等の条件）

第五十四条 大蔵大臣は、この法律の規定による外國銀行支店の清算について準用する。

（外國銀行の駐在員事務所の設置の届出等）

第五十二条 外國銀行は、次に掲げる業務を行

ため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に関する情報の収集又は提供

二 その他銀行の業務に関連を有する業務

三 外國銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（認可等の条件）

第五十五条 銀行がこの法律の規定による認可を受けてた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき（第九条第二項において

準用する同条第一項の規定による認可にあつては認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

（認可の失効）

第五十六条 次に掲げる場合には、大蔵大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二十六条又は第二十七条の規定により銀

行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第

二十二条第二十七又是第二十八条の規定により第十二条第一項の免許を取り消したとき。

三 この法律の規定による認可を受けた事項を

実行したとき（第九条第二項において準用す

の規定に基づく大蔵省令で定める率を乗じて得た数又は額を超えて当該外国の会社の株式又は持分を保有しているときは、当該旧法の免許を

² 前項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

「金」とあるのは、当該営業年度中ニ商法第二百九十三条ノ五第一項ノ金錢ノ分配ヲ為ストキハ其ノ分配額ノ五分ノ一ヲ夫々利益準備金」とす。

(営業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する
における同条に規定する催告について適用し
施行日前にした合併の決議に係る催告について
は、なお從前の例による。

2 その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
この法律の施行の際旧法の免許を受けた銀行
が第一号に掲げる許可を受け又は第二号に掲げ
る届出をしている株式又は持分の取得が新法第

第六条 新法第十三条规定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えていたり、既に受けた銀

号)第八条の規定の適用」とあるのは、施行日以後においては、「次条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条の規定」と読み替えるものとする。

第十四条 新法第三十四条及び第三十五条の規定
は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用する。

九条第一項の規定に該当するものであるときは、当該旧法の免許を受けた銀行は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

行の当該信用の供与については、施行日から起算して三年間は、適用しない。

第十一条 新法第十七条及び第十八条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについて適用し、同日前に開始した営業年度及び当

新法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡について適用する。
(廃業等の公告等に関する経過措置)

年法律第二百二十八号)第二十一条第二項(大臣の許可を要する資本取引)の規定による許可

(取締役に対する信用の供与に関する経過措置)
第七条 新法第十四条の規定は、施行日以後に銀
行の取締役が商法第二百六十五条の規定による
取締役会の承認を受ける新法第十四条第一項に

は、なお從前の例による。

に新法第三十七条第一項の規定による認可を受けた場合について適用し、施行日前に旧法第二十五条の規定による認可を受けた場合については、なお從前の例による。

る届出)の規定による届出(当該届出につき、同法第一十三条第二項(資本取引に係る内容の審査及び変更勧告等)の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定

(臨時休業等に関する経過措置) に商法第二百六十五条の規定による取締役会の承認を受けた当該信用の供与については、なお従前の例による。

第十一条から第十二条ノ一までに規定する書類については、なお従前の例による。
(免許の取消し等に関する経過措置)

第十六条 附則第十一條の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧法の免許を受けた銀行に係る主務大臣の免許の取消しは、新法第二十七条又は第二十八条の規定によ

により当該届出に係る当該株式若しくは持分の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

前二項の規定により届出をした旧法の免許を受けた銀行は、当該届出に係る株式又は持分の取得につき新法第九条第一項の認可を受けたものとみなす。

第八条 新法第十六条の規定は、施行日以後に銀行がその営業所又は代理店において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行が臨時に休業し、又は預金の払戻しを停止した場合については、なお従前の例による。
(経理に関する経過措置等)

(營業等の譲渡又は譲受けの認可に關する経過措置) した行為に係る銀行の業務の停止、取締役又は監査役の解任及び新法第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しについて適用し、施行日前にした行為に係る旧法の免許を受けた銀行の業務の停止、取締役又は監査役の改任及び主務大臣の免許の取消しについては、なお從前の例による。

新法第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消しとみなして、新法第四十条、第四十二条及び第五十六条第二号の規定を適用する。
(免許の失効に関する経過措置)

(国債等の発行と支拂いの結果指置)
第五条 銀行が新法第十一条の規定により同条に規定する國債等に係る業務を営もうとする場合には、当該銀行は、当分の間、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内

2 同月から昭和五十七年三月までとする。
とができる。

(合併の異議の催告に関する経過措置)
第十三條 新法第三十三条の規定は、施行日以後に銀行が同条に規定する合併の決議をした場合は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡若しくは譲受け又は事業の譲受けについて適用する。

第十八条 新法第四十三条の規定は、施行日以後に銀行が新法第四十一条第一号の規定に該当して新法第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合及び施行日以後に銀行等以外の会社が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日

おいて旧法第二十六条の規定の適用を受けてい
る会社に対する主務大臣の監督については、な
お従前の例による。

(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措
置)

第十九条 新法第四十四条及び第四十五条の規定
は、施行日以後に銀行が解散した場合について
適用し、施行日前に開始された清算に係る旧法
第二十七条第二項及び第二十八条並びに第二十
九条に規定する清算人の解任及び選任並びに監
督については、なお従前の例による。

(清算手続等における大蔵大臣の意見等に関する
経過措置)

第二十条 新法第四十六条の規定は、施行日以後
に開始される銀行(銀行が解散した場合における
当該銀行であった会社を含む)の清算手続、
破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続に
ついて適用し、施行日前に開始された旧法第三
十条及び第三十一条に規定する清算、破産又は
強制和議については、なお従前の例による。

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過
措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧法第三十
二条第一項の規定により旧法第二条の主務大臣
の免許を受けている者は、この法律の施行の際
に新法第四十七条第一項の規定により新法第四
条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみな
す。

2 前項の規定により新法第四条第一項の大蔵大
臣の免許を受けたものとみなされる者は、施行
日から起算して三月以内に当該免許に係る外
国銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出な
ければならない。

(外国銀行支店の資料の提出等に関する経過措
置)

第二十二条 新法第四十八条第一項の規定は、昭
和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に
係る同項に規定する資料の提出について適用す
る。

(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等に關
する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に新法第五十
九条の一部を次のように改正する。

(相互銀行法の一部改正)
第一条 相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十
九号)の一部を次のように改正する。
第七条 相互銀行は、第二条の規定により営む
業務及び担保附社債信託法(明治三十八年法
律第五十二号)その他の法律により営む業務
のほか、他の業務を営むことができない。

(他業の禁止)

第七条を次のように改める。

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三
十八号)の一部を次のように改正する。

(信用金庫法の一部改正)

第七条を次のように改める。

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三
十八号)の一部を次のように改正する。

(私的占有的禁止及び公正取引の確保に関する
法律との関係)

第七条 次に掲げる金庫は、私的占有的禁止及
び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二
年法律第五十四号。以下この条において「私
的独占禁止法」という)の適用については、
私的独占禁止法第二十四条第一号に掲げる要
件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、その会員である事業
者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ その常時使用する従業員の数が三百人
を超えない事業者

ロ その資本の額又は出資の総額が政令で

定める金額を超えない法人である事業者

二 前号に掲げる信用金庫をもつて組織する

信用金庫連合会

前項に定めるもののほか、金庫は、私的占
有禁止法の適用については、私的占有的禁止法

第二十四条第二号から第四号までに掲げる要
件を備える組合とみなす。

3 第一項各号に掲げる金庫以外の金庫が私的
占有的禁止法第二十四条第一号の要件を備える
組合に該当するかどうかの判断は、公正取引
委員会の権限に属する。

4 第一項第一号ロの規定に基づき政令で金額
を定める場合には、小規模の事業者の相互扶

助に資するとともに公正かつ自由な競争の確
保を図る見地から定めるものとする。

第十条第一項中「左」を「次」に改め、同項
を加える。

ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該
当する個人にあつてはその常時使用する従業
員の数が三百人を超える事業者を除くものと
し、第一号又は第二号に掲げる者に該当する
法人にあつてはその常時使用する従業員の数
が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出
資の総額が政令で定める金額を超える事業者
を除くものとする。

第五十三条第一項中「左の」を「次に掲げる」
に、「附隨する」を「付隨する」に、「受入」を「受
入れ」に、「内國為替取引」を「為替取引」に、「取
扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「前項第二
号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない
限度において、政令で定めるところにより」を
「政令で定めるところにより、前項第一号及び
第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度にお
いて」に改め、同条第三項を削り、同条第四項
を加える。

中「規定する業務に関する」を「掲げる業務を行
う場合には」に改め、「これらの規定にいう」を
削り、同項を同条第三項とし、同条に次の三項
を加える。

4 信用金庫は、外國為替及び外國貿易管理法
(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用に
ついては、銀行とみなす。

5 信用金庫は、国民金融公庫の業務の代理を行
うときは、国民金融公庫法(昭和二十四年
法律第四十九号)第二十三条の規定の適用に
ついては、銀行とみなす。

6 信用金庫は、次の各号に掲げる者で第一項

第七号の規定による大蔵大臣の指定を受けた
ものの業務の代理を行なうときは、当該各号に

掲げる者の区分に応じ当該各号に定める法律
の規定の適用については、銀行とみなす。

一 農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法

(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十一
条を定める場合には、小規模の事業者の相互扶

助に資するとともに公正かつ自由な競争の確
保を図る見地から定めるものとする。

第十二条第一項中「左」を「次」に改め、同項
を加える。

ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該
当する個人にあつてはその常時使用する従業
員の数が三百人を超える事業者を除くものと
し、第一号又は第二号に掲げる者に該当する
法人にあつてはその常時使用する従業員の数
が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出
資の総額が政令で定める金額を超える事業者
を除くものとする。

金若しくは配当金の支払の取扱い。

第五十八条第三項を次のように改める。

3

労働金庫は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

第五十八条に次の六項を加える。

4 労働金庫の第二項第八号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

5 労働金庫は、第二項第九号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けをすることができる。

6 労働金庫は、第二項第一号に掲げる業務を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七八条並びに第一百八十九条（これらの規定を同法第一百八十条ノ十

四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第八十条第十一号及び第八十二条第四号（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行

とみなす。）、労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行なうことができる。

一 内国為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い。

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ

七 会員以外のものに対する資金の貸付けは第七号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

八 労働金庫連合会は、前項第一号、第六号又は第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第二号」とあるのは、「次項第二号」と読み替えるものとする。

九 第八十一条中「（昭和三十八年法律第二百二十一号）」を削る。

第一百一条第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二 第五十八条第三項又は第八項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十四の三 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十四の四 第五十八条第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（預金等の受入れを行なう協同組合連合会の会員外貸付けに関する経過措置）

十四条 第五十八条第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

九条（これらの規定を同法第一百八十条ノ十

四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに

商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第八十条第十一号及び第八十二条第四号（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行

とみなす。）、労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行なうことができる。

一 内国為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利

金若しくは配当金の支払の取扱い。

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進

事業団その他大臣及び労働大臣の指定

する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ

じ。）について適用し、施行日前に当該協同組合連合会が行つた第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律（次条において「改正前の協同組合金融事業法」という。）

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならぬ。

第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第二号」とあるのは、「次項第二号」と読み替えるものとする。

第八十九条中「（昭和三十八年法律第二百二十一号）」を削る。

第一百一条第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二 第五十八条第三項又は第八項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十四の三 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十四の四 第五十八条第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（預金等の受入れを行なう協同組合連合会の会員外貸付けに関する経過措置）

十四条 第五十八条第五項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

九条（これらの規定を同法第一百八十条ノ十

四（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに

商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第八十条第十一号及び第八十二条第四号（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行

とみなす。）、労働金庫連合会は、第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行なうことができる。

一 内国為替取引

二 有価証券の払込金の受入れ又はその元利

金若しくは配当金の支払の取扱い。

三 会員のためにする有価証券の保護預り

四 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進

事業団その他大臣及び労働大臣の指定

する者の業務の代理

五 国等の預金の受入れ

六 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ

に改正する。

第三十九条を次のように改める。

（労働金庫等の融資）

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならぬ。

第二百一十七号 第五十八条の規定により資本を担保とする資金の貸付け並びに会員である信用協同組合の組合員に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

金の貸付けを行うことができる。

（信用協同組合等の内国為替取引についての認可に関する経過措置）

可に関する経過措置）

第三条 施行日前に改正前の協同組合金融事業法の規定により行政庁のした認可（第三条の規定による改正前の中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号（同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の事業に係る認可に限る）は、施行日において改正後の協同組合金融事業法第三条第一号の規定によりした行政庁の認可とみなす。

（労働金庫連合会の会員外貸付けの認可に関する経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の労働金庫法第五十八条第八項の規定は、施行日前に労働金庫連合会が附則第七条の規定による改正前の日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百三十三号）第三十九条の規定により行つた日本勤労者住宅協会に対する資金の貸付けについては、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第六条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

「施行日」という。以後に改正後の協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行なう会員について準用する改正後の協同組合金融事業法」という。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

第七条 日本勤労者住宅協会法の一部を次のように

改正する。

第二十五条中「第一号の二、第一号の三」を「第二号の二から第一号の五まで」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

前項に定めるもののはか、第三十五条第一項（第一号に限る。）、第三十八条及び第四十六条（第一号を除く。）の規定は、前項の認可について準用する。

受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融

機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え人は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとする。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二百八十五条中「第五十五条の下に」、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二百九十九条中「左の」を次の「に」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百十三条中「賄賂」を「賄賂」に「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第一項」を加える。

二 第五项」を加え、同条第七号中「第四十八条」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十五号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百六条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十一条中「五千円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「証券会社」の下に「及び証券取引法第六十五条の二 第一項に規定する銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関」を加える。

第二条 第一項に規定する銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関」を加える。

第三条 金融に関する法律以外の法律の一部改正(第十八条 第二十五条)

目次
第一章 金融に関する法律の廃止(第一条)
第二章 金融に関する法律の一部改正(第二条)
一 第十七条)
第三章 金融に関する法律以外の法律の一部改正(第十八条 第二十五条)
附則
第一章 金融に関する法律の廃止
(貯蓄銀行法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)
二 銀行法等特例法(昭和二十年法律第二十一号)

第二章 金融に関する法律の一部改正
(無尽業法の一部改正)

第一条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三を削る。

第二十一条ノ四中「営業全部ノ譲渡又ハ他人ノ」を「営業ノ全部若ハ一部ノ譲渡又ハ他人ノ」に、「営業ノ全部ノ譲受」を「営業ノ全部若ハ一部ノ譲受」に、「営業ノ全部ノ譲渡又ハ譲受」を「営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡又ハ譲受」に改める。

第二十二条ノ五及び第三十九条第四号ノ二中「営業全部」を「営業ノ全部又ハ一部」に改める。

第二十三条ノ六中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

別表第一第一二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号ハの次に次の

ように加える。

第五条 第二条に次の二項を加える。

(4) 証券取引法第六十五条の二 第一項(金融機関の認可)の規定による営業の認可

一件につき十五万円

機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用者について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え人は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命令し、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二百八十五条中「第五十五条の下に」、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二百九十九条中「左の」を次の「に」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百十三条中「賄賂」を「賄賂」に「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百六条中「左の」を「次の」に改め、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十一条中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十二条ノ五及び第三十九条第四号ノ二中「営業全部」を「営業ノ全部又ハ一部」に改める。

第二十三条ノ六中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

別表第一第一二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号ハの次に次の

ように加える。

第五条 第二条に次の二項を加える。

第十 両替

機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用者について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え人は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命令し、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二百八十五条中「第五十五条の下に」、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二百九十九条中「左の」を次の「に」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百十三条中「賄賂」を「賄賂」に「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百六条中「左の」を「次の」に改め、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十一条中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十二条ノ五及び第三十九条第四号ノ二中「営業全部」を「営業ノ全部又ハ一部」に改める。

第二十三条ノ六中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

別表第一第一二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号ハの次に次の

ように加える。

第十 両替

機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用者について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え人は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命令し、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二百八十五条中「第五十五条の下に」、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二百九十九条中「左の」を次の「に」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百十三条中「賄賂」を「賄賂」に「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百六条中「左の」を「次の」に改め、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十一条中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十二条ノ五及び第三十九条第四号ノ二中「営業全部」を「営業ノ全部又ハ一部」に改める。

第二十三条ノ六中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

別表第一第一二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号ハの次に次の

ように加える。

第十 両替

機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第五十条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用者について準用する。

前二項の場合において必要な技術的読替え人は、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第一項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命令し、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

第六十五条の三 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二百八十五条中「第五十五条の下に」、第六十五条の二 第五项」を加える。

第二百九十七条中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第二百九十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二百九十九条中「左の」を次の「に」に改め、「これを」を削り、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第六十五条の二 第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第一号の六中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百十三条中「賄賂」を「賄賂」に「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百五十三条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第五十五条」の下に「、第六十五条の二 第一項」を加える。

第二百六条中「左の」を「次の」に改め、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百九条中「左の」を「次の」に改め、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百十一条中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十二条ノ五及び第三十九条第四号ノ二中「営業全部」を「営業ノ全部又ハ一部」に改める。

第二十三条ノ六中「地方長官」を「財務局長又ハ福岡財務支局長」に改める。

別表第一第一二十四号中「その他の営業所」を「その他の営業所等」に改め、同号ハの次に次の

ように加える。

第十 両替

弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
銀行法第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十五条の規定による命令に違反した者
銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十四条から第二十六条までを次のようにする。

若しくは第三十八条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

6 相互銀行が第二条の二の規定により同条に規定する国債等に係る業務を営もうとする場合には、当該相互銀行は、当分の間、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、太政大臣の認可を受けなければならぬ。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときは、同様とする。

第六条第一項第六号を削り、同条第二項中「前項」を「前項各号」に、「の外」同項の業務に妨げのない範囲を」のほか、当該業務の遂行を妨げない限度で、「六箇月」を「六月」に、「こえる」を「超える」に、「貸付」を「貸付け」に、「又は手形の引受」を「若しくは手形の引受け」に改め、同条第三項を次のように改める。

長期信用銀行は、前二項の規定により當むる業務のほか、当該業務に付隨する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券の売買（顧客の書面による注文

を受けてその計算においてするものに附る。)

利息の支払について保証している社債その他の債券に係る売買その他の業務（第一項第二号及び第五号並びに前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む）の取得又は譲渡

五 銀行その他金融業を行ふ者の業務の代理
(大蔵省令で定めるものに限る)
六 國、地方公共團体、会社等の金錢の收納

八 両替
り
七 有価証券、貴金属その他の物品の保護措
その他の金銭に係る事務の取扱い

第六条 第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

り営む業務及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

第八条中「利益準備金、資本準備金その他の性
主勘定に属する準備金をいう。以下同じ」を「准

第一項、第三十六条第一項、第三十八条规定は第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三 第十九条第一項の規定により付した条件（銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで又は第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

四 銀行法第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第九条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同条第二項に規定する外國の会社が銀行業を営むこととなつた後ににおいて、当該外國の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

七 銀行法第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

八 銀行法第二十六条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）又は銀行法第二十九条の規定による命令に違反したとき。

九 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

附則第一項中「附則第一項」を「次項」に、「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、附則第六

項中「第十項」を「第七項」に改め、附則第七項か

ら第九項までを削り、附則第十項を附則第七項とし、附則第十一項を附則第八項とし、附則第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を附

則第九項とし、附則第十三項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項から第十九項までを削る。

第五条 外國為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

（外國為替銀行法の一部改正）

第六条 外國為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十億円」を「政令で定める額」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

第四条第二項中「見込」を「見込み」に、「充分な」を「十分な」に改め、同条に次の二項を加える。

3 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第五条第二項中「銀行法（昭和二年法律第二十一年号）第四条第二項（商号）」を「銀行法（昭和五十六年法律第二号）第六条第二項（商号）」に改める。

第六条の前見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「貸付」を「貸付け等」という。」に、「の受入」を「又は定期積金の受入れ」に改め、同条第六号を削り、同条に次の四項を加える。

2 外國為替銀行は、前項第一号から第三号ま

でに掲げる業務を円滑に遂行するため必要がある場合又は外國で貸付け等の業務を営む場合には、同項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、同項第三号に規定する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合において、当該外國為替銀行であつた会社に従前の債券預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、大蔵大臣は、当該会社が當該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総

3 外國為替銀行は、前項の業務を営もうとする場合には、その内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容を変更しようとするときも、同様とする。

4 外國為替銀行は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券の売買（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

二 有価証券の貸付け

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

六 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）

七 国、地方公團体、会社等の金銭の収納

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預託

九 兩替

5 前項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

六 第十条第一項中「合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く」を「合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）に属するものに限る。以下この条において同じ。）を削り、「從前の業務に属する契約」を「從前の契約に関する業務」に、「同様である」を「同様とする」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条第一項を次のように改める。

（他業会社への転移等）

第十条の二 外國為替銀行が次条において準用する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 外國為替銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る他の業務（同条第四項の規定により営む業

第八条 外國為替銀行は、前条の規定により営む業務並びに担保附社債信託法（明治三十一年法律第五十二号）により営む業務（本邦

の法律に基づいて設立された法人が外國において募集する物上担保付社債に関する信託業に限る。）及びその他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

第九条の二中「利益準備金、資本準備金その他の業務の内容を変更しようとするときも、同様とする。

一 有価証券の売買（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

二 有価証券の貸付け

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

六 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（大蔵省令で定めるものに限る。）

七 国、地方公團体、会社等の金銭の収納

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預託

九 兩替

5 前項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

六 第十条の二 外國為替銀行が次条において準用する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の

第七条及び第八条を次のように改める。

（他業会社への転移等）

第十条の二 外國為替銀行が次条において準用する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の大蔵大臣の

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条 外國為替銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る他の業務（同条第四項の規定により営む業

務を除く。）を営むことができる。

額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の保護を図るために該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に關し必要な命令をすることができる。

2 前項の規定は、外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

3 銀行法第二十四条第一項（報告又は資料の提出）並びに第二十五条第一項、第三項及び第四項（立入検査）の規定は、前二項の規定の適用を受ける会社について準用する。（銀行法の準用）

第十二条 銀行法の規定は、同法第一条から第十四条まで（目的、定義等、営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第三十一条（合併又は營業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十二条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十四条（認可等の条例）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条（大蔵大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（大蔵省令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、外国為替銀行について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条 大蔵大臣は、この法律の規定（第十一条から第十六条までを次のように改める。（認可等の条件））において準用する銀行政法の規定を含む。

第十四条 前項において同じ。による認可又は承認（次項において「認可等」といいう。）に条件を付し、及びこれを変更するこ

とができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。（認可の失効）

第十四条 外国為替銀行がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を

受けた事項を実行しなかつたとき（第十一條において準用する銀行法第九条第二項（海外現地法人の株式等の取得）において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、外国為替銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を當むに至らなかつたときは、当該認

可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。（大蔵省令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他のこの法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十六条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができること（権限の委任）

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十八条 第四条第三項の規定により付した条件は、銀行法の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

七 銀行法第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書

る銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第四十五条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三 銀行法第二十四条第一項（第十条の二第一項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四条第二項（第十条の二第一項において準用する場合を含む。）若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 銀行法第十五条规定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第八条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

三 第九条の四第一項若しくは第九条の第五項の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条规定若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

四 第十三条规定により付した条件（第六条第二項若しくは第十条の規定又は銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定により付した条件

（第六条第二項若しくは第十条の規定又は銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

七 銀行法第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書

でのいずれかに該当して第四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合における当該外国為替銀行であつた会社を含む。の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項若しくは第十条の規定若しくは銀行法第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第九条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれららの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた後において、当該外国の会社の株式若しくは持分を同項に規定する数若しくは額を超えて保有したとき。

二 第八条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

三 第九条の四第一項若しくは第九条の第五項の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条规定若しくは第五十三条の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

四 第十三条规定により付した条件（第六条第二項若しくは第十条の規定又は銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定により付した条件

（第六条第二項若しくは第十条の規定又は銀行法第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで若しくは第三十七条第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五 銀行法第七条の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

六 銀行法第十八条の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたとき。

七 銀行法第二十条の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書

類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

八 銀行法第二十六条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）又は銀行法第二十九条の規定による命令に違反したとき。

九 銀行法第三十四条第四項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 外国為替銀行が第七条の規定により同条に規定する国債等に係る業務を當もうとする場合には、当該外国為替銀行は、当分の間、不

特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

5 前項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令附則第六項から第十項までを削る。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第六条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のようにより改正する。

第一条第一項中「次の金額」を「政令で定める区分に応じ、政令で定める額」に改め、同項各号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「第六条において準用する銀行法（昭和二年法律第二十一号）第八条（法定準備金）の準備金その他の組合員勘定に属する準備金」を「準備金として政令で定めるもの」に改め、「（第四条の二において「自己資本の額」という。）を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める額は、信用協同組合の

出資の総額にあつては一千万円、同項の協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回ってはならない。

第三条中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の三号を加える。

三 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

四 中小企業等協同組合法第三十三条第一項第四号の事務所の位置を変更しようとするとき（同法第五十一条第二項の認可を受けたとき）（同法第五十一条第二項の認可を受けたとき）。

五 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。

第六条の二を削る。

第五条中「四月から翌年三月まで」を「四月一日から翌年三月三十日まで」に改める。

第六条を次のように改める。

（銀行法の準用）

第六条 銀行法（昭和五十六年法律第 号）

第十四条から第十六条まで（取締役に対する信用の供与、休日及び當業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（業務及び財産の状況に関する説明書類の総覽）、第四章（第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項並びに第二十九条を除く。）（監督）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における大蔵大臣の意見等）並びに第五十六条第一号及び第二号（大蔵大臣の告示）の規定は信用協同組合等について、同法第十三条（同一人に対する信用の供与）の規定は信用協同組合についてそれぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法の規定中「大蔵大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第十九

条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条第一項中「この法律」を「この法律の規定（前条第一項において準用する銀行法の規定を含む。以下第七条の五までにおいて同じ。）に「こえる」を「越える」に、「前条」を「前条第一項」に、「次条及び第九条において「銀行法」という。第二十一条を「第二十五条第一項（同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）（立入検査）」に改め、同条第二項中「この法律」を「この法律の規定」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（届出事項）

第七条の二 信用協同組合等は、この法律の規定による認可を受けた事項を実行したときその他大蔵大臣の定める場合に該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（認可の失効）

第七条の三 信用協同組合等がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政

部の承認を受けたときは、この限りでない。

第七条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他のこの法律を実施するため必要な事項は、大蔵大臣が定める。

第七条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

（罰則）

第八条 第四条の規定に違反して同条各号に掲げる方法以外の方法によりその業務上の余裕金を運用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条 第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

二 銀行法第二十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において同じ。）の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は銀行法第二十五条

条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の大蔵大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（経過措置）

第七条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他のこの法律を実施するため必要な事項は、大蔵大臣が定める。

第七条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八条から第十条までを次のように改める。

（罰則）

第八条 第四条の規定に違反して同条各号に掲げる方法以外の方法によりその業務上の余裕金を運用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条 第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

二 銀行法第二十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において同じ。）の規定による当該職員の質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は銀行法第二十五条

「政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」に改め、同条第四項中「譲受」を「譲受け」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第六十二条の見出しを「事業の譲渡の公告等」に改め、同条第一項中「全部」の下に「又は一部」を加え、同条第二項中「貸付金の」を削り、「指名債権譲渡」を「指名債権の譲渡」に、「確定日付」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

第七十五条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」第五十八条第四項を「のほか」第五十八条第五項に、「添附」を「添付」に改める。

第七十七条第一項中「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「の外」を「のほか」に、「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に、「添附」を「添付」に改める。

第七十九条第一項中「添附」を「添付」に改め、同条第三項中「添附」を「添付」に改める。

第八十六条中「この法律に」を「この法律の規定（昭和五十六年法律第二号）」に改め、同条第五項に、「添附」を「添付」に改める。

第八十九条第一項において準用する銀行法（次条から第八十八条までにおいて同じ。）に、「その他に関しこの法律を実施するため必要な手続」を「の手続その他の法律を実施するため必要な事項」に改める。

第八十七条を次のように改める。
(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
一 事業を開始したとき。
二 この法律の規定による認可を受けた事項

三 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第八十八条の見出し中「一部の代行」を「委任」に改め、同条中「この法律」を「政令で定めるところにより、この法律の規定」に改め、同条の前に次の二条を加える。

(認可等の条件)

第八十七条の二 大蔵大臣は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。（認可の失効）

第八十七条の三 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可是、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十七条を次のように改める。

第八十八条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条第一項において準用する銀行法（第八十九条第一項に、「添付」を「添付」に改め、同条第三項中「添附」を「添付」に改める。

第八十六条中「この法律に」を「この法律の規定（昭和五十六年法律第二号）」に改め、同条第五項に、「添付」を「添付」に改める。

第八十九条第一項において準用する銀行法（次条から第八十八条までにおいて同じ。）に、「その他の法律を実施するため必要な事項」に改める。

第八十七条を次のように改める。

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第十四条から第十六条まで（取締役に対する信用の供与、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十五条（同条第三項及び第四項を含む。）（營業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における大蔵大臣の意見等）並びに第五十六条第一号から第三号まで（大蔵大臣の告示）の規定は金庫について、

同法第十三条（同一人に対する信用の供与）の規定は信用金庫についてそれぞれ準用する。

2 前項の場合において準用する場合を含む。「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章中第八十九条の次に次の二条を加える。

(経過措置)
第八十九条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九十条を次のように改める。

第九十条 第四条の大蔵大臣の免許を受けている金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第九十条の次に次の二条を加える。

第九十条の二 第八十九条第一項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第四条第四項の規定により付した条件に違反した者は又は銀行法第二十六条若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の三 次の各号の一に該当する者は、五百円以下の過料に処する。

次に各号の一に該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

第九十一条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十二号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に、「第五十二条第二項」の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受け」を「第五十二条第二項の規定若しくは第五項」に改め、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第八十七条の規定」を加え、「又は銀行法第十九条」を「の規定又は銀行法第十六条若しくは第三十八条の規定」に、「公告を怠り、又は不

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

六条第三項において準用する場合を含む。若しくは銀行法第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

三 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十一条第三項において準用する場合を含む。）

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合において、銀行法の規定中「大臣」とあるのは「大蔵大臣及び労働大臣」と、同法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

くは一部の停止の命令に違反した者又は銀行法第四条第四項の規定により付した条件に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第一項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項の規定

人は、百万円以下の過料に処する。

シタル社債其ノ他ノ債券（第十四条ノ四及
第十五条第一号ニ於テ「国債等」ト謂フ）ニ
係ル募集又ハ賣出ノ取扱、売買其ノ他ノ業
務（第十号ノ業務ニ該當スルモノヲ除ク）ヲ
為スコト

八ノ三 所属団体又ハ第十四条ノ三ノ規定若
ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ
得ル者ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト
第十四条ノ三の次に次の一条を加える。

第十四条ノ四 農林中央金庫ハ第十三条第一項
第一号乃至第三号ノ業務及第十四条ニ規定ス
ル業務ノ遂行ヲ妨げザル限度ニ於テ左ノ業務
（第十三条第一項第七号乃至第八号ノ三及第
十号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ営ムコ

一 國債等ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモ
ノヲ除ク）及當該引受ニ係ル國債等ノ募集
ノ取扱ヲ併セ為スコト

ノ業務ニ該當スルモノヲ除ク) 又ハ不特定
且多數ノ者ニ対スル売買其ノ他ノ業務ヲ為
スコト

農林中央金庫ハ前項第二号ノ業務ヲ營マムト
スルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メテ主務大臣

ノ認可ヲ受ケベシ当該認可ヲ受ケタル業務ノ
内容及方法ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ
前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム

**第十五条第一号中「国債証券 地方債証券」を「国債等」に改め、「引受」の下に「(前条ノ規定ニ
依ラシム)」を加へる。**

依リ為スモノヲ除外】を加える。

「二十倍」を「準備金（準備金トシテ政令ヲ以テ定ムレモノヲ謂フ）ノ二十倍」に改める。

（日本輸出入銀行法の一部改正）

第十条 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「銀行法(昭和二年法律第二十

第一百条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五条第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

三 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者

五 銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六百条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

第一百一条各号別記以外の部分を次のように改める。

人は、百万円以下の過料に処する。
百第一条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第六号中「第三十一一条第一項又は二」を削り、同条第十三号中「第六十二条第四項」を「第六十二条第五項」に、「第五十七条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受」を「第五十七条第二項の規定若しくは銀行法第三十五条第三項において準用する銀行法第三十四条第四項の規定に違反して合併若しくは事業の譲渡若しくは譲受け」に改め、同条第十四号中「第六十二条第四項」を「第六十二条第五項」に改め、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第九一条の規定」を加え、「又は銀行法第九条を「第六十二条第一項の規定又は銀行法第十六条若しくは第三十八条の規定」に、「公告を怠り、又は不正の公告」を「届出」、「公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示」に改め、同条第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 第九十二条の二第一項の規定により付した条件(第三十三条若しくは第六十二条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

十九 銀行法第二十六条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)に違反したとき。

第一百一条第二十号を削る。

第一百二条中「その」を「その」に、「一万元」を「百万円」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第九条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十
二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第八号の次に次の二項を加え

一百六十八号) の一部を次のように改正する。

第五部 大蔵委員会会議録第二十一号 昭和五十六年五月十五日【参議院】

一号)第四条第二項を「銀行法(昭和五十六年法律第一号)第六条第二項(商号)」に改める。

第十八条第一号中「銀行法第二条の規定による免許を受けた銀行」を「銀行法に規定する銀行」に改める。

第十一条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「銀行法(昭和二年法律第一号)第四条第一項」を「銀行法(昭和五十六年法律第一号)第六条第一項(商号)」に改める。

(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営に関する法律の一部改正)

第十二条 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行ノ営業(以下貯蓄銀行業務ト称ス)又ハ」を削除。

第五条中「貯蓄銀行業務又ハ」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第五条ノ一 信託業務ヲ営ム普通銀行ニ対シ銀行法第十三条第一項(長期信用銀行法第十七条)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ同項ニ規定スル信用ノ供与ノ区分及信用供与限度額ニ付政令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第五条ノ三 信託業務ヲ営ム普通銀行ハ多数人ヲ委託者又ハ受益者トスル定型的信託契約(貸付信託又ハ証券投資信託ニ係ル信託契約ヲ除ク)ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該変更ニ異議アル委託者又ハ受益者ハ一定ノ期間内ニヲ述すべき旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ

委託者又ハ受益者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリシトキハ当該委託者又ハ受益者ハ当該

契約ノ変更ヲ承諾シタルモノト看做ス

第八条第一項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中「貯蓄銀行業務又ハ」及び「又ハ指定銀行」を削り、「一千万円」を「百万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第七条ノ規定ニ違反シタルトキ

第十条第四号中「前条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十三条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改める。

第一条第一項第一号中「銀行法(昭和二年法律第二十一条)第二条(営業の免許)の免許を受けた銀行」を「銀行法(昭和五十六年法律第十九号)第一項第一号中「銀行法(昭和二年法律第八十六号)の一部を次のように改める。

第六条第二項第四号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第四項中「必要な」を「必要の」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「第二条」を「第四条第一項」に改め、同条第六項中「きかなければならない」を「聽かなければならぬ」に改める。

第十五条第三項中「銀行法等特例法」を「銀行法等特例法(昭和二十年法律第十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)」に改める。

第十六条 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「受入」を「受入れ」に改め、同条第三項第二号中「第九条第三号」を「第八条第四号」の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

二 銀行法(昭和五十六年法律第二十号)

第二条第一項に規定する銀行

(預金保険法の一部改正)

第十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

二 その監督に係る金融機関の第一種保険事務の発生を知つたとき。

第三章 金融に関する法律以外の法律の一

部改正

(手形法の一部改正)

第十八条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「一般ノ休日」の下に「及政令ヲ以テ定ムル日」を加える。

第十九条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

二 七五五条中「一般ノ休日」の下に「及政令ヲ以テ定ムル日」を加える。

(小切手法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第一項中「基づく」を「基づく」に、

「第百四十三条まで」を「第百四十一条まで及び第百四十三条」に改め、同条第一項中「基づく」を削り、「規定する休日」の下に「その他の

「基づく」に改め、「前項の規定の適用がある期

る」に改める。

第三十二条第一項中「そむき」を「背き」に、「五十万円」を「三百万円」に改める。

第三十五条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第三十六条第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第三十七条 第二号中「第九条第三号」を「第八条第四号」の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

二 二号に「利廻」を「利回り」に改め、同項第三号を削る。

第二条第一項第一号中「(資金を含む。)」を削る。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

二 二号に「利廻」を「利回り」に改め、同項第三号に「行ない」を「行い」に改め、同条第四号中「行なつた」を「行つた」に改める。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第十四条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「銀行法(昭和五十六年法律第十九号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有すること」とさ

れる銀行法等特例法(昭和二十年法律第十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)に改める。

第二十五条第三項中「銀行法等特例法」を「銀行法等特例法(昭和二十年法律第十一号)(第二十六条第八項及び第四十二条第三項において「旧銀行法等特例法」という。)」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十五条 準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改める。

二 二号に「利廻」を「利回り」に改め、同条第三項第一号中「貯金及び」を削る。

第三十条中「地方支分部局の長に行なわせ

第十条第一項、第十二条、第十四条及び第十七条を除く。)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第四条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下この条において「改正後の長期信用銀行法」という。)第十四条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお従前の例による。

2 改正後の長期信用銀行法第十六条の規定は、施行日以後に長期信用銀行が改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第四十一条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に長期信用銀行及び銀行以外の会社が合併により長期信用銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第四条の規定による改正前の長期信用銀行法第十七条の規定の適用を受けている会社に対する大蔵大臣の監督については、なお従前の例による。

3 第四条の規定による長期信用銀行法第十七条の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、銀行法附則第五条、第六条第二項、第九条、第十条第一項、第十三条及び第十八条を除く。)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の長期信用銀行法第二十条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に受けける改正後の长期信用銀行法の規定(改正後の长期信用銀行法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用し、施行日前に受けた第四条の規定による改正前の長期信用銀行法の規定による認可については、なお従前の例による。

5 前条第五項の規定は、長期信用銀行の営業年

度について準用する。

(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第五条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下この条において「改正後の外国為替銀行法」という。)第九条の八の規定は、外国為替銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議をした場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告については、なお従前の例による。

2 改正後の外国為替銀行法第十条の二の規定は、施行日以後に外国為替銀行が改正後の外国為替銀行法第十一條において準用する銀行法第四十一条第一号の規定に該当して長期信用銀行法第十四条第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に外国為替銀行及び銀行以外の会社が合併により外国為替銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前日において第五条の規定による改正前の外国為替銀行法第十条の二の規定の適用を受けている会社に対する大蔵大臣の監督については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正前の外国為替銀行法第十一條の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、銀行法附則第四条から第二十条まで(同法附則第五条、第六条第二項、第九条、第十条第一項、第十三条及び第十八条を除く。)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の外国為替銀行法第十四条の規定は、銀行法附則第五条、第六条第二項、第九条、第十条第一項、第十三条及び第十八条を除く。)及び同法附則第二十五条の規定の例による。

5 附則第四条第五項、第六項及び第八項の規定は、外国為替銀行の営業年度及び当該営業年度に係る利益準備金の積立てについて準用する。

6 前項の規定により準用する附則第四条第六項の規定の適用を受ける外国為替銀行が同項の規定に違反して利益準備金を積み立てなかつたときは、当該外国為替銀行の役員は、一円以下

の過料に処する。
(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の規定の改正に伴う経過措置については、次項に定めるものを除き、銀行法附則第七条、同法附則第八条、同法附則第十一条、同法附則第十五条、同法附則第十六条、同法附則第十九条、同法附則第二十条及び同法附則第二十五条の規定の例による。

2 第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第七条の三の規定は、施行日以後に信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十号)第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会が受ける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定(同法第六条第一項において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用する。

3 第五条の規定による改正後の協同組合連合会が受ける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律の全部の譲渡(昭和二十四年法律第八十号)第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会が受ける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定(同法第六条第一項において準用する銀行法の規定を含む。)による認可について適用する。

4 改正後の信用金庫法第六十二条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた総会の議決に係る事業の全部の譲渡は譲受けの認可について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされれた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用する。

5 改正後の信用金庫法第五十八条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項又は第二項の公告について適用し、施行日前にされた総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされれた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用する。

6 改正後の信用金庫法第六十二条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた総会の議決に係る事業の全部の譲渡は譲受けの認可について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用する。

7 改正後の信用金庫法第八十九条第一項において適用する銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人(当該信用金庫の会員を除く。)に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

8 第七条の規定による信用金庫法第八十九条の規定の改正に伴う経過措置については、前項に定めるものを除き、銀行法附則第七条、同法附则第八条、同法附則第十条第二項(同法第二十一条に係る部分に限る。)、同法附則第十二条、同法附則第十四条第一項(同法第三十五条に係る部分に限る。)、同法附則第十五条、同法附則第二十

出に係る代理店の設置につき改正後の信用金庫法第三十一条第四号の規定による認可を受けたものとみなす。

4 改正後の信用金庫法第五十二条第二項(改正後の信用金庫法第五十八条第五項において準用する)の規定は、施行日以後にされた出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされれた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用する。

5 改正後の信用金庫法第六十二条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る事業の全部の譲渡は譲受けの認可について適用し、施行日前にされれた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用する。

6 改正後の信用金庫法第六十二条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る事業の全部の譲渡は譲受けの認可について適用する。

7 改正後の信用金庫法第八十九条第一項において適用する銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人(当該信用金庫の会員を除く。)に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

8 第七条の規定による信用金庫法第八十九条の規定の改正に伴う経過措置については、前項に定めるものを除き、銀行法附則第七条、同法附則第八条、同法附則第十条第二項(同法第二十一条に係る部分に限る。)、同法附則第十二条、同法附則第十四条第一項(同法第三十五条に係る部分に限る。)、同法附則第十五条、同法附則第二十

二条に係る部分に限る。)、同法附則第十二条、同法附則第十四条第一項(同法第三十五条に係る部分に限る。)、同法附則第十五条、同法附則第二十

二条に係る部分に限る。)

十五条の規定の例による。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「改正後の労働金庫法」という。）第五十六条第二項（改正後の労働金庫法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る総会の議決に係る公告及び催告について適用し、施行日前にされたこれらに係る総会の議決に係る公告及び催告については、なお従前の例による。

2 改正後の労働金庫法第六十二条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項又は第二項の総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可について適用し、施行日前にされた当該総会の議決に係る合併又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可については、なお従前の例による。

3 改正後の労働金庫法第六十六条の規定は、施行日以後にされる総会の議決に係る事業の全部又は一部の譲渡の公告について適用し、施行日前にされた総会の議決に係る事業の全部の譲渡の公告については、なお従前の例による。

4 第八条の規定による労働金庫法第九十四条の規定の改正に伴う経過措置については、銀行法附則第六条第一項、同法附則第七条、同法附則第八条、同法附則第十一条第二項（同法第二十一条に係る部分に限る。）同法附則第十四条第一項（同法第三十五条に係る部分に限る。）、同法附则第十五条、同法附则第十九条、同法附则第二十条及び同法附则第二十五条の規定の例による。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十三条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律第十一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する合併に係る催告について適用し、施行日前に

された当該合併決議に係る通知については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置）のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、銀行法案

一、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

一、証券取引法の一部を改正する法律案
一、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

昭和五十六年五月二十九日印刷

昭和五十六年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

G